



長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第136号)

配信日 平成29年12月24日

**「下水管の点検に来ました」
それは水道局の職員ではありません！**

＜相談事例＞

「水道管の点検に来ました」と男性が訪ねてきた。水道局の人のように思えたので、点検を了承した。点検に2～3分かかると言ったが、30秒ほどで戻ってきて「排水管がすごく汚い。2,700円で清掃する」といきなり言われた。

【消費者センターからのアドバイス】

- 水道局は、お客様からの依頼がない限り、訪問して設備の点検を行ったりすることはありません。
- 不審な訪問があったら、契約前に、水道局へ身元の確認を行ってください。
- 訪問販売では、3,000円未満の取引であっても、代金の支払いやサービスの提供が後日であればクーリング・オフができます。
(その場で清掃が終わると同時に支払いが済んだ場合はクーリング・オフ制度の適用外です。)

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター 相談専用電話 **095-829-1234**

(〒850-0877 長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)